

令和5年第4回武蔵村山市教育委員会定例会議事日程

令和5年4月21日（金）

午前9時30分開議

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第26号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱等に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第27号 武蔵村山市生涯学習審議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第28号 武蔵村山市立学校令和6年度使用教科用図書採択要領について
- 7 その他

議案第26号

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱等に係る臨時代理の
承認について

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱等について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和5年4月21日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

教職員の人事異動等に伴い、委員の委嘱等をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。

(解嘱)

1 武蔵村山市立第一小学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
橋本 辰美	武蔵村山市本町	対象学校の所在する地域の住民 (規則第4条第1項第1号該当)

※敬称略

(解嘱)

1 武蔵村山市立第二小学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
大瀧 珠代	武蔵村山市三ツ藤	対象学校の所在する地域の住民 (規則第4条第1項第1号該当)
足本 憲治	武蔵村山市三ツ木	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (規則第4条第1項第2号該当)
白井 賢一郎	武蔵村山市三ツ木	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)
高橋 喜之	武蔵村山市三ツ木	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)
村田 一江	武蔵村山市三ツ木	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(委嘱)

1 武蔵村山市立第二小学校学校運営協議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和5年4月1日

3 任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
高橋 秀臣	武蔵村山市三ツ木	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (規則第4条第1項第2号該当)
赤坂 弘樹	武蔵村山市三ツ木	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)
仲 純平	武蔵村山市三ツ木	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)
吉岡 明子	武蔵村山市三ツ木	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)
富田 基輝	武蔵村山市三ツ木	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(委嘱)

1 武蔵村山市立第三小学校学校運営協議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和5年4月1日

3 任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
内野 輝	武蔵村山市中藤	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (規則第4条第1項第2号該当)
松下 剛	武蔵村山市中藤	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(解嘱)

1 武蔵村山市立第八小学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
村上 雅子	武蔵村山市三ツ藤	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)
筑波 奈美	武蔵村山市三ツ藤	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(委嘱)

1 武蔵村山市立第八小学校学校運営協議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和5年4月1日

3 任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
押本 絵里	武蔵村山市三ツ藤	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)
花上 和哉	武蔵村山市三ツ藤	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)
菊地 孝幸	武蔵村山市残堀	対象学校の所在する地域の住民 (規則第4条第1項第1号該当)

※敬称略、順不同

(解嘱)

1 武蔵村山市立第九小学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
日吉 英智	武蔵村山市学園	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)
渡邊 愛	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (規則第4条第1項第1号該当)

※敬称略、順不同

(委嘱)

1 武蔵村山市立第九小学校学校運営協議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和5年4月1日

3 任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
白井 賢一郎	武蔵村山市学園	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)
渡邊 恵子	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (規則第4条第1項第1号該当)

※敬称略、順不同

(解嘱)

1 武蔵村山市立第十小学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
島村 紘	武蔵村山市残堀	教育に関し識見を有する者 (規則第4条第1項第5号該当)
押本 絵里	武蔵村山市残堀	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(委嘱)

1 武蔵村山市立第十小学校学校運営協議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和5年4月1日

3 任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
秋吉 健司	武蔵村山市残堀	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略

(解嘱)

1 武蔵村山市立雷塚小学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
古川 敦司	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (規則第4条第1項第1号該当)
中野 寛	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (規則第4条第1項第1号該当)
山下 和美	武蔵村山市学園	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (規則第4条第1項第2号該当)

※敬称略、順不同

(委嘱の取りやめ)

1 武蔵村山市立雷塚小学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
田中 豊	武蔵村山市学園	対象学校の運営に資する活動を行う者 (規則第4条第1項第3号該当)
小川 伸孝	武蔵村山市学園	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)
吉岡 明子	武蔵村山市学園	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)
森重 昭洋	武蔵村山市学園	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(委嘱)

1 武蔵村山市立雷塚小学校学校運営協議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和5年4月1日

3 任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
岡田 文彦	武蔵村山市学園	対象学校の運営に資する活動を行う者 (規則第4条第1項第3号該当)
大谷 明子	武蔵村山市学園	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)
今村 匡志	武蔵村山市学園	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)
大森 朋美	武蔵村山市学園	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)
湯田 正樹	武蔵村山市学園	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(解嘱)

1 武蔵村山市立小中一貫校村山学園学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
新藤 久典	東大和市中原	教育に関し識見を有する者 (規則第4条第1項第5号該当)
滝坂 理花	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (規則第4条第1項第1号該当)
原田 美智子	武蔵村山市本町	教育に関し識見を有する者 (規則第4条第1項第5号該当)
西山 千夏	武蔵村山市緑が丘	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)
近藤 竜也	武蔵村山市緑が丘	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(委嘱の取りやめ)

1 武蔵村山市立小中一貫校村山学園学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
福留 浩樹	武蔵村山市緑が丘	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略

(委嘱)

1 武蔵村山市立小中一貫校村山学園学校運営協議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和5年4月1日

3 任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
田村 秀明	武蔵村山市緑が丘	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)
西 伸一郎	武蔵村山市緑が丘	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(解嘱)

1 武蔵村山市立小中一貫校大南学園第七小学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
相川 誠	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (規則第4条第1項第1号該当)
大塚 克巳	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (規則第4条第1項第1号該当)
山本 正枝	武蔵村山市大南	教育に関し識見を有する者 (規則第4条第1項第5号該当)
深山 裕美	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (規則第4条第1項第1号該当)
谷治 真知代	武蔵村山市大南	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (規則第4条第1項第2号該当)
大谷 明子	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(委嘱の取りやめ)

1 武蔵村山市立小中一貫校大南学園第七小学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
柳下 利治	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (規則第4条第1項第1号該当)

※敬称略

(委嘱)

1 武蔵村山市立小中一貫校大南学園第七小学校学校運営協議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和5年4月1日

3 任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
川口 功	武蔵村山市大南	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (規則第4条第1項第2号該当)

※敬称略

(解嘱)

1 武蔵村山市立小中一貫校大南学園第四中学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
渡邊 和己	武蔵村山市大南	教育に関し識見を有する者 (規則第4条第1項第5号該当)
大塚 克巳	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (規則第4条第1項第1号該当)
岡田 滋乃	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (規則第4条第1項第1号該当)
佐藤 未央	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (規則第4条第1項第1号該当)
南谷 尚	武蔵村山市大南	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (規則第4条第1項第2号該当)

※敬称略、順不同

(委嘱の取りやめ)

1 武蔵村山市立小中一貫校大南学園第四中学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
高橋 優子	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略

(委嘱)

1 武蔵村山市立小中一貫校大南学園第四中学校学校運営協議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和5年4月1日

3 任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
鈴木 信也	武蔵村山市大南	教育に関し識見を有する者 (規則第4条第1項第5号該当)
兼城 みや子	武蔵村山市神明	対象学校の運営に資する活動を行う者 (規則第4条第1項第3号該当)
佐藤 瑠美	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(解嘱)

1 武蔵村山市立第一中学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
大門 浩	武蔵村山市三ツ藤	対象学校の所在する地域の住民 (規則第4条第1項第1号該当)

※敬称略、順不同

(委嘱の取りやめ)

1 武蔵村山市立第一中学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
市川 正彦	武蔵村山市本町	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略

(委嘱)

1 武蔵村山市立第一中学校学校運営協議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和5年4月1日

3 任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
土田 雅一	武蔵村山市本町	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (規則第4条第1項第2号該当)
小川 史郎	武蔵村山市本町	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(解嘱)

1 武蔵村山市立第三中学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
森 初広	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (規則第4条第1項第1号該当)

※敬称略

(解嘱)

1 武蔵村山市立第五中学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
佐野 貴宏	武蔵村山市残堀	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略

(委嘱)

1 武蔵村山市立第五中学校学校運営協議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和5年4月1日

3 任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
高木 圭樹	武蔵村山市残堀	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略

議案第 27 号

武蔵村山市生涯学習審議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について

武蔵村山市生涯学習審議会委員の委嘱について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和5年4月21日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

学校長の人事異動に伴い、新たに生涯学習審議会委員を委嘱する必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。

(解嘱)

1 武蔵村山市生涯学習審議会委員

2 氏 名 ・ 住 所

氏 名	住 所
三品 孝之	武蔵村山市学園

※敬称略

(委嘱)

1 武蔵村山市生涯学習審議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和5年4月1日

3 任 期 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 氏 名 ・ 住 所

氏 名	住 所
高瀬 隆太郎	武蔵村山市学園

※敬称略

議案第 28 号

武蔵村山市立学校令和 6 年度使用教科用図書採択要領について

武蔵村山市立学校令和 6 年度使用教科用図書採択要領について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和 5 年 4 月 21 日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

武蔵村山市立学校において令和 6 年度に使用する教科用図書の採択を、適正かつ公正に行うために、必要な事項を定める必要があるので、本案を提出します。

武蔵村山市立学校令和6年度使用教科用図書採択要領

令和5年4月 日決定
武蔵村山市教育委員会

第1 目的

この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定に基づき、武蔵村山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、武蔵村山市立小・中学校において令和6年度に使用する教科用図書の採択を、適正かつ公正に行うために、必要な事項を定めるものとする。

第2 採択の方針

- 1 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）の規定に基づき、教育委員会は、一つの採択地区として、種目ごとに同一の使用教科用図書（以下「教科書」という。）を採択する。
- 2 小学校用教科書については、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学級における教科用図書（以下「一般図書（特別支援学級用）」という。）を除き、小学校用教科書目録（令和6年度使用）に đăng載されている教科書のうちから採択する。
- 3 特別支援学級用教科書については、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書及び一般図書について採択する。

第3 組織及び任務

教育委員会は、教科書の採択を円滑に行うため、教科書採択資料作成委員会（以下「採択資料作成委員会」という。）、教科書調査研究委員会（以下「調査研究委員会」という。）及び教科書学校調査会（以下「学校調査会」という。）を設置する。

1 採択資料作成委員会

- (1) 採択資料作成委員会には、次に掲げる者をもって組織する。
 - ア 各教科の調査研究委員会委員長 11人
 - イ 小学校特別支援学級調査研究委員会委員長 1人
 - ウ 中学校特別支援学級調査研究委員会委員長 1人
 - エ 小学校の保護者代表 1人
- (2) 採択資料作成委員会には、委員長1人、副委員長1人を置く。
 - ア 委員長は委員の互選により決定し、副委員長は委員長が指名する。
 - イ 委員長は、採択資料作成委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
 - ウ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、職務を代理する。
- (3) 採択資料作成委員会は、次に掲げる事項を任務とする。
 - ア 採択に関する法令等を確認する。
 - イ 東京都教育委員会からの指導・助言を確認する。
 - ウ 調査研究、選定のための文書、資料等を確認する。
 - エ 各調査研究委員会から提出された「調査研究資料」について精査、検討する。
 - オ 上記のアからエを踏まえ、「教科書採択資料作成委員会報告書」を作成する。報告書は全ての教科書について作成し、教育委員会に報告する。
 - カ その他教科書の選定に必要な事項を行う。
- (4) 委員の任期は、委嘱の日から令和5年8月31日までとする。

2 調査研究委員会

(1) 小学校の各教科の調査研究委員会

- ア 小学校の教科ごとの調査研究委員会（以下「小学校教科別調査研究委員会」という。）を置く。
- イ 小学校教科別調査研究委員会は、小学校長 1 人及び各小学校長が推薦した各小学校の教員 1 人ずつ並びに中学校長会が推薦した中学校の教員 1 人の計 11 人をもって組織する。
- ウ 小学校教科別調査研究委員会に、委員長及び副委員長を置く。委員長は小学校長をもって充て、副委員長は教員の中から委員長が指名する。
- エ 小学校教科別調査研究委員会の種類及び選定する教科書の種目は、次のとおりとする。

	小学校教科別調査研究委員会の種類	選定する教科書の種目
1	国語調査研究委員会	国語・書写
2	社会調査研究委員会	社会・地図
3	算数調査研究委員会	算数
4	理科調査研究委員会	理科
5	生活調査研究委員会	生活
6	音楽調査研究委員会	音楽
7	図画工作調査研究委員会	図画工作
8	家庭調査研究委員会	家庭
9	体育調査研究委員会	保健
10	外国語調査研究委員会	外国語
11	特別の教科道徳調査研究委員会	道徳

オ 小学校教科別調査研究委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (ア) 教科書センター展示本、教科書見本、編集趣意書等により教科別・種目別に教科書の調査研究を行う。
- (イ) 上記の(ア)及び各学校調査会から提出された「学校調査資料」を踏まえ、「調査研究資料」を作成する。「調査研究資料」は種目別に全ての教科書について作成し、採択資料作成委員会に報告する。
- (ウ) その他教科書の調査研究に必要な事項を行う。

(2) 特別支援学級調査研究委員会

- ア 特別支援学級調査研究委員会に、小学校特別支援学級調査研究委員会及び中学校特別支援学級調査研究委員会を置く。
- イ 各校種の特別支援学級調査研究委員会は、特別支援学級（固定学級）設置校の校長 1 人及び特別支援学級（固定学級）設置校から推薦された障害種別ごとの特別支援学級担任 1 人をもって組織する。
- ウ 各校種の特別支援学級調査研究委員会にはそれぞれ委員長を置き、校長をもって充てる。
- エ 各校種の特別支援学級調査研究委員会は、文部科学省検定教科書、著作教科書及び一般図書（特別支援学級用）について調査研究を行い、「調査研究資料」を作成し、採択資料作成委員会に報告する。

(3) 委員の任期は、委嘱の日から令和 5 年 8 月 31 日までとする。

3 学校調査会

- (1) 各小学校において、校長（又は副校長）を責任者として、教科書見本、編集趣意書等により、教科別・種目別に教科書の調査を行う。
- (2) 上記(1)を踏まえ、学校ごとに「学校調査資料」を作成し、調査研究委員会に提出する。

第4 調査研究の内容・方法

- 1 採択資料作成委員会及び調査研究委員会は、東京都教科用図書選定審議会の答申等を踏まえ、学習指導要領の目標及び内容等に照らし、より適切な教科書を選定するため、次の観点から調査研究を行う。
 - (1) 内容
 - (2) 構成上の工夫
 - (3) 特長
- 2 学校調査会は、東京都教科用図書選定審議会の答申等を踏まえ、学習指導要領の目標及び内容等に照らし、より適切な教科書を選定するため、上記1(3)の観点から調査を行う。
- 3 「教科書採択資料作成委員会報告書」、「調査研究資料」及び「学校調査資料」を作成にするに当たっては、各教科書を客観的に分析・検討し、それらの違いが簡潔・明瞭に分かるように記述する。
- 4 採択資料作成委員会及び調査研究委員会における調査研究の進め方並びに「教科書採択資料作成委員会報告書」、「調査研究資料」及び「学校調査資料」の様式については、別に定める。

第5 適正かつ公正な採択の確保

- 1 次に掲げる者は、採択資料作成委員会及び調査研究委員会の委員になり、また学校調査会に参加することはできない。
 - (1) 発行者の役員及び従事者並びにこれらの配偶者及び3親等内の親族
 - (2) 顧問、参与、嘱託等いかなる名称を問わず、事実上、発行者の事業に重要な影響を及ぼしている者
 - (3) 教科書及びその教科用指導書の著作に参加し、又は協力した者
 - (4) 前号の著作者が団体である場合は、その団体の役員及びこれに準じる者
 - (5) 教科書の供給の事業を行う者及びその従事者
- 2 採択資料作成委員会、調査研究委員会及び学校調査会の調査研究の内容並びに委員名簿は、採択が決定するまで公開しない。ただし、採択後、採択の結果や理由、採択にかかわる資料等について公開する。

第6 教科書展示会

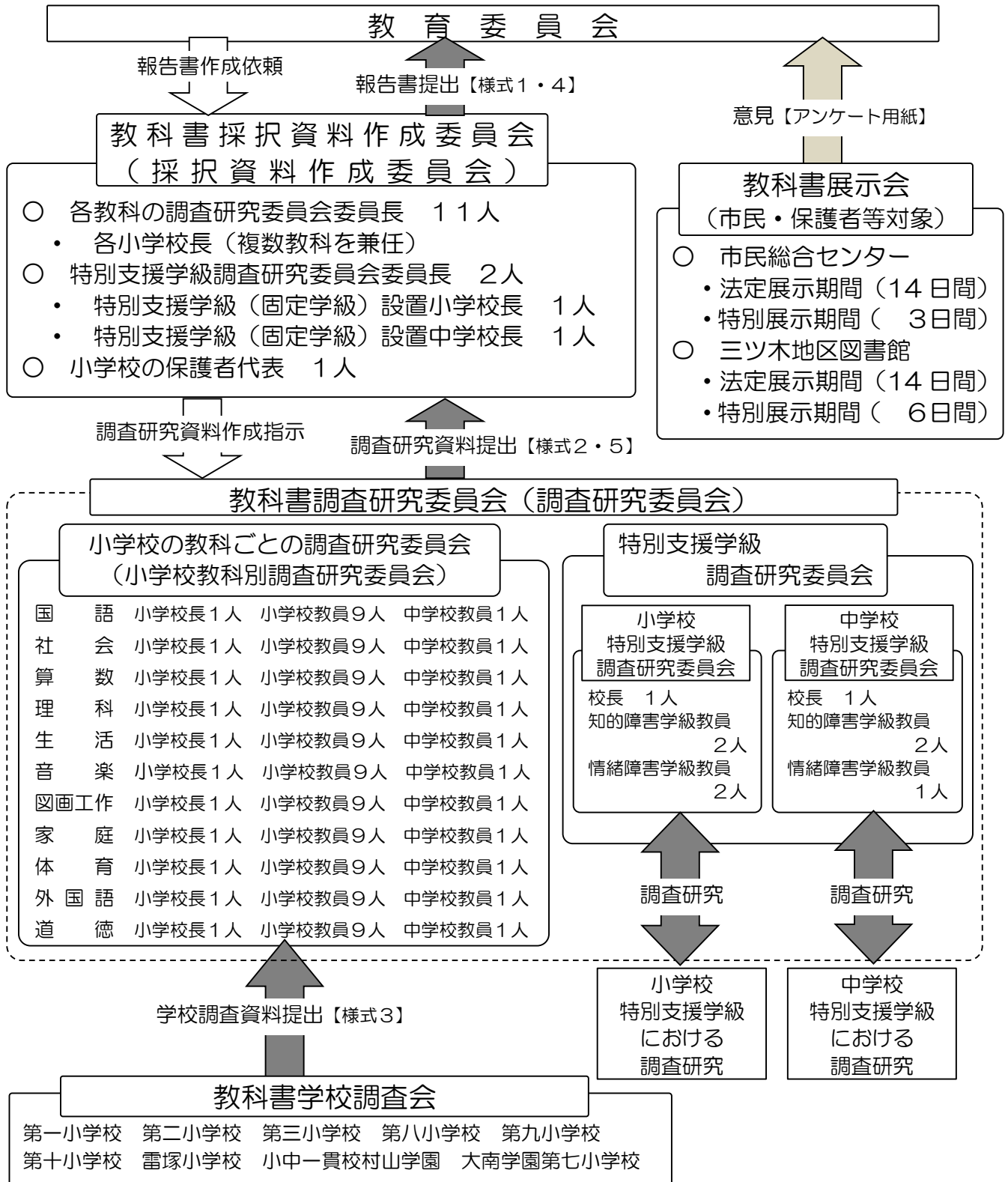
教育委員会は、市民・保護者等から意見を聴取するため、次に示す期間、武蔵村山市民総合センター及び三ツ木地区図書館において、教科書展示会を開催する。

- 1 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和23年省令第15号）第5条の規定に基づき、東京都教育委員会が指示する期間
- 2 上記1に示す期間に連続する期間で、教育委員会が定める期間

第7 庶務

採択資料作成委員会及び調査研究委員会の庶務は、教育部教育指導課において処理する。

【組織構成図】



武蔵村山市立学校令和6年度使用教科用図書採択事務日程(案)【別紙】

4月			5月			教科書セット								6月			教科書セット								7月			教科書セット								8月							
						A	B	C	D	E	1	2	3	4			A	B	C	D	E	1	2	3	4					A	B	C	D	E	1	2	3	4					
1	土		1	月											1	木	教科書展示広報(市報・HP等)	委	委	委	委	教	調	八	十	雷	1	土			委	委	委	委	教	調			採	1	火		
2	日		2	火	校長会(採択要領説明)										2	金		員	員	員	員	育	査	小	小	小	2	日	(展示2終了)		員	員	員	員	育	査		↓	採	2	水		
3	月		3	水	憲法記念日										3	土						長	研				3	月	採択資料作成委員会②						長	研			資	3	木		
4	火		4	木	みどりの日										4	日							究				4	火	(展示1終了)							究	↓	事	料	4	金		
5	水		5	金	こどもの日										5	月							委				5	水								委	事	務	作	5	土		
6	木		6	土											6	火	二小・三小・七小調査資料提出							員			6	木								員	務	局	成	6	日		
7	金		7	日											7	水							会	↓	↓	↓	7	金								会	局		委	7	月		
8	土		8	月	採択資料作成委員会①										8	木								事	事	採	8	土											員	8	火		
9	日		9	火											9	金								務	務	採	9	日											会	9	水		
10	月		10	水											10	土								局	局	資	10	月												10	木	臨時教育委員会(採択)	
11	火	校長会(採択要領案説明)	11	木											11	日								↓	↓	料	11	火												11	金	山の日	
12	水		12	金											12	月	教科書展示会開始							展	展	作	12	水												12	土		
13	木		13	土											13	火	調査研究委員会②							示	示	成	13	木												13	日		
14	金		14	日											14	水	八小・十小・雷小調査資料提出								会	会	委	14	金	採択資料作成委員会報告書報告											14	月	採択結果公表
15	土		15	月	学校調査会始・誓約書提出	委	委	委	委	教	調	一	九	村	15	木								1	2	員	15	土													15	火	
16	日		16	火		員	員	員	員	育	査	小	小	学	16	金								↓		会	16	日													16	水	
17	月		17	水							長	研			17	土											17	月	海の日												17	木	
18	火		18	木								究			18	日											18	火													18	金	
19	水		19	金								委			19	月								展			19	水													19	土	
20	木		20	土								員			20	火	調査研究委員会③							示	↓		20	木													20	日	
21	金	定例教育委員会(採択要領案議決)	21	日								会			21	水								会			21	金													21	月	
22	土		22	月	調査研究委員会①								↓	↓	↓	22	木							1	展		22	土												22	火		
23	日		23	火								二	三	七	23	金	調査研究委員会報告書報告							↓	示		23	日												23	水		
24	月	委員長推薦	24	水								小	小	小	24	土									会		24	月												24	木		
25	火		25	木											25	日								2		25	火												25	金			
26	水		26	金											26	月								展		26	水												26	土			
27	木		27	土											27	火								示		27	木												27	日			
28	金		28	日											28	水								会		28	金												28	月			
29	土	昭和の日	29	月	一小・九小・科学調査資料提出										29	木								1		29	土												29	火			
30	日		30	火									↓	↓	↓	30	金		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	30	日											30	水			
			31	水		↓	↓	↓	↓	↓		八	十	雷												31	月			↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	31	木	採択結果報告締切(東京都)		

※展示会1(市民総合センター)6月12日(月)から7月4日(火)まで(土・日曜日を除く) 17日間 展示会2(三ツ木図書館)6月12日(月)から7月2日(日)まで(休館日を除く) 20日間

教科書採択資料作成委員会報告書（様式１）

部外秘

校種	教科	種目	発行者の番号・略称	使用学年	採択資料作成委員会委員長 印
教科書の記号・番号			書名		

調 査 基 準	調 査 内 容
1 内 容 (1) 学習指導要領の目標及び内容に照らし、基礎・基本の定着を図る上でふさわしい内容であるか。 (2) 児童・生徒の興味・関心を引き出し、探究心を育てる教材が選択されているか。 (3) 児童・生徒の発達段階に適した教材であるか。 (4) 体験的な学習や課題発見・課題選択・課題解決等の学習に対して工夫されているか。 (5) 教材や資料が正確で、分かりやすいか。	
2 構成上の工夫 (1) 単元の構成や配列が、児童・生徒の学習意欲を高めるよう配慮されているか。 (2) 教材の配列が、系統的、段階的に理解できるよう配慮されているか。 (3) 児童・生徒が学習活動を進めやすい単元構成になっているか。	
3 特 長 ○ どのような特長が見られるか。	

教科書調査研究委員会の調査研究資料（様式2）

部外秘

校種	教科	種目	発行者の番号・略称	使用学年	調査研究委員会委員長 印
教科書の記号・番号			書名		

調 査 基 準	調 査 内 容
1 内 容 (1) 学習指導要領の目標及び内容に照らし、基礎・基本の定着を図る上でふさわしい内容であるか。 (2) 児童・生徒の興味・関心を引き出し、探究心を育てる教材が選択されているか。 (3) 児童・生徒の発達段階に適した教材であるか。 (4) 体験的な学習や課題発見・課題選択・課題解決等の学習に対して工夫されているか。 (5) 教材や資料が正確で、分かりやすいか。	
2 構成上の工夫 (1) 単元の構成や配列が、児童・生徒の学習意欲を高めるよう配慮されているか。 (2) 教材の配列が、系統的、段階的に理解できるよう配慮されているか。 (3) 児童・生徒が学習活動を進めやすい単元構成になっているか。	
3 特 長 ○ どのような特長が見られるか。	

武蔵村山市立	校長	印
--------	----	---

校種	教科	種目	発行者の番号・略称	使用学年
教科書の記号・番号		書名		
調 査 基 準		調 査 内 容		
1 特 長 ○ どのような特長が見られるか。				

校種	教科	種目	発行者の番号・略称	使用学年
教科書の記号・番号		書名		
調 査 基 準		調 査 内 容		
1 特 長 ○ どのような特長が見られるか。				

教科書採択資料作成委員会報告書・特別支援学級用（様式4）

部外秘

校種	教科	種目	発行者の番号・略称	使用学年	採択資料作成委員会委員長 印
教科書の記号・番号			書名		

調 査 基 準	調 査 内 容
1 内 容 (1) 学習指導要領の目標及び内容に照らし、基礎・基本の定着を図る上でふさわしい内容であるか。 (2) 児童・生徒の興味・関心を引き出し、探究心を育てる教材が選択されているか。 (3) 児童・生徒の発達段階に適した教材であるか。 (4) 体験的な学習や課題発見・課題選択・課題解決等の学習に対して工夫されているか。 (5) 教材や資料が正確で、分かりやすいか。	
2 構成上の工夫 (1) 単元の構成や配列が、児童・生徒の学習意欲を高めるよう配慮されているか。 (2) 教材の配列が、系統的、段階的に理解できるよう配慮されているか。 (3) 児童・生徒が学習活動を進めやすい単元構成になっているか。	
3 特 長 ○ どのような特長が見られるか。	

教科書調査研究委員会の調査研究資料・特別支援学級用（様式5）

部外秘

校種	教科	種目	発行者の番号・略称	使用学年	調査研究委員会委員長 印
教科書の記号・番号			書名		

調 査 基 準	調 査 内 容
1 内 容 (1) 学習指導要領の目標及び内容に照らし、基礎・基本の定着を図る上でふさわしい内容であるか。 (2) 児童・生徒の興味・関心を引き出し、探究心を育てる教材が選択されているか。 (3) 児童・生徒の発達段階に適した教材であるか。 (4) 体験的な学習や課題発見・課題選択・課題解決等の学習に対して工夫されているか。 (5) 教材や資料が正確で、分かりやすいか。	
2 構成上の工夫 (1) 単元の構成や配列が、児童・生徒の学習意欲を高めるよう配慮されているか。 (2) 教材の配列が、系統的、段階的に理解できるよう配慮されているか。 (3) 児童・生徒が学習活動を進めやすい単元構成になっているか。	
3 特 長 ○ どのような特長が見られるか。	